



なお、参考のために申し上げますが、自民党は、昭和三十一年四月十三日、自民党立案にかかる中小企業基本法案を提出されました。その前文には、その格差を是正することがきわめて重要な課題であるとか、あるいは中小企業者の経済的存立条件の不利を是正しとか、その文言は、補正ではなくして是正に相なっております。これは、本法の第一条の政策の目標の中にも、企業間における生産性等の諸格差の是正と、是正の文言が用いられておるのでございます。補正なる文言は、申し上げるまでもなく、これは足らざるものを補うというのでございまして、是正の意味は、すなわち、間違つていたことをため直すということにあることは、これは明らかであらうと思つておられます。したがって、補正といふような文言を用いることは、この中小企業基本法それ自体の格差を低める形に相なるものでございまして、いうならば、保護政策の寄せ集めのものに堕し去る心配なしとはしないのでございます。申し上げるまでもなく、この宣言法によりまして、政府は、今後ともそれぞれの条章に基づいて、それぞれの関連法規を制定せなければ相なりません。その法規を制定する場合におきまして、不利を是正するのと、不利を補正するのと、それはその中身にはなほ大いなる影響をもたらしてまいるものと考えられますので、この補正なる文言を、できるだけ第一条の諸格差の是正という文言に置きかえる必要があると思つておられますが、これに対する福田通産大臣の御所見はいかがでありますか、お伺いをいたします。

○福田通産大臣 お説のとおり、この場合にわれわれは補正といふことばを使つておられますが、補正といふのは、ただいま御説明があつたとおり、補い直すといふこととございまして、中小企業が受けておられますところの不平等な待遇であるとか、あるいはまた経済的な不利といふようなものを補い直すことが必要であるといふ考え方であります。しかし、これを直す、もうはつきり頭からは正すのだといふことばのほうが格調としても高いし、本案の目的とするところを端的に差し示す上において意味がある、こういうこととございまして、われわれとしてもこれにあえて反対する気持ちはないのであります。御趣旨のように考えてまいることに異議はございません。

○春日委員 さまざまな不利な要因が相重なり、そしてこのような産業間、あるいは企業間、階層間の格差を生ずるに至りました。これを是正せんとするものが本案のねらいでございまして、したがって、その冒頭宣言の意味いたしますこの前文の中においては、ただいま大臣が御答弁のごとく、これはすべからず補正といふ文言を取りやめて、厳然たる国の施策を明らかにするといふ意味におきまして、この是正といふ文字に置きかえていただきますことを強く要望いたしておきます。

次は、第十四条の商業に関する部分についてお伺いをいたします。申し上げるまでもなく、國民は、法律の前に平等でなければなりません。いままでは商業及びサービス業といつたしまして、定義の中でもそうでありましたが、多くの場合、商業に対する施策はサービス

業にも及ぶものとして取り扱われてまゐつておられるのが、慣例でございまして、第十四条は、流通機構の合理化、その他変換する画期的なその実施に即応することのために、特に小売商業に對する特別な施策を講ぜんとするものであります。だいたひいたしますならば、これは当然のことといつたしまして、サービス業にも同様のフューチャーをもちます。すなわち規模のものでなければならぬと存じます。したがって、第十四条を商業及びサービス業と改めまして、サービス業のために必要なる一項を加えらるべきであると考えますが、その点はいかがでありますか。

○福田通産大臣 第十四条におきましては、商業といふ項を起し、流通機構の合理化に即応することとできるやうに、この主題としつつ、商業の問題について規定をいたしておるのであります。従来の慣例からいへば、商業の中にはサービス業も入つてゐるではないかと、さうお考えは、われわれも納得のいくところとございまして、この商業といふのを、従来の慣例のごとく、商業及びサービス業と置きかえることについて、われわれは、それが必要である、そのほうが問題の焦点が明らかに、なるということとございまして、異議はございません。

○春日委員 できるだけ将来に備えて、さういふあいだに法文についてこの機会に完べきを期していただきたいと存するのでございます。

次は、十九条であります。中小企業者の事業活動の機会の適正な確保についてでございますが、これは十九条だけではきわめて不十分であると思つて、これは社会党におきましても、またわれわれ民社党におきましても、中小企業の産業分野を確保しなければならぬといふ、一個の思想と申しましようか、政策目的を實現いたし、すことのために、特定の施策を講ずることが必要であると考えまして、中小企業の産業分野の確保に関する法律案といふのを提出いたしておる次第でございまして、すなわち、自由競争と弱肉強食とをある一定の限界において調整をしていく。なるほど資本主義は自由にして公正な競争の原則の上に立つものではございまして、資本主義は、もうけられればもつともうけたいといふ一個の性向を持つております。したがって、大企業が、いふならばジェット戦闘機からエプロンまでといわれるほど、あらゆる中小企業分野にまで蚕食進出をいたしておるのが現状でございまして、はみ出た中小企業の行き先はございせん。よつて、中小企業にふさわしい産業、過去の実績においても、客観的な判断においても、中小企業にふさわしいとおぼしき産業は、しかるべき手続を経て国が中小企業産業として法定し、法定された中小企業産業には大企業がタッチせざるやう、現在やつておるものは、しかるべき猶予期間を置いてこれをやめるやう、このやうな法的措置を講じて、中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるべきであると考えておるのでございまして、さういふやうな問題について、

な政府においては検討が進められておるやうであります。しかしながら、現在さまざま紛争がございまして、百貨店と小売店、小売店と生協、職

域購買会あるいは農協、さまざま中小企業以外のそれぞれの販売機関との紛争がございまして、常時さういふやうな紛争解決の任に当たりますために、何らかの施策を立てる必要があると思つておられます。したがって、紛争処理のための機構を整備することについて、第十九条の中にそれらの文言を挿入し、後日、政府がこの十九条に基づいて関連施策を講ぜんとすると、このやうな事柄も含めて問題の解決に当たるべきだと思つて、これに對する両大臣の御見解はいかがでございますか、お伺いをいたします。

○福田通産大臣 お説のとおり、中小企業と大企業の間、あるいはその他の関係におきまして、いろいろの紛争が起り得ることは、予想されるところであります。この紛争をいゝゆる行政活動によつて処理できるかどうか、またその場合において何らかの特別の機関をつくらせてこれを処理するやうにいたすべきか等といふやうな問題について、われわれも真剣に考えを進めて研究もいたしておるところではあります。が、十九条の案文だけを見ただけでは、その要旨が含まれておらぬではないかといふ御質問と承るのであります。さういふ御趣旨であるといつたしまして、その種の文言をこの条文中に含めることについては、異議はございません。

○田中通産大臣 通産大臣からお答えをいたしました、十九条の「必要な施策を講ずる」という中にいまの御説も包含してあるつもりでございまして、あえて的確な表現をするために、

「紛争処理のための流通機構の整備等」ということを入れたほうがよりよろしいというところも考えられることである。しかし、政府は、「必要な施策」という表現の中にそのようなことをあらかじめ予見をして条文整理をいたしたわけであります。

○春日委員 本案は、どのようにその文言が濃縮強化されたといいたしまして、社会政策やあるいはわれら民社党案のそれに比べますと、なお一その断片を持っておるものでございまして、したがって、大体の大筋において異論のないような事柄の具体的な処理は、後日にゆだねるといたしまして、できるだけこの宣言的な文言の中においては、その国家の意思というものが国民がよくわかることがきますように、いま申し上げましたような紛争処理のための機構を整備することは必要であり、その中にいま冒頭に申し上げましたような、産業分野の確保に関する問題であり、紛争が起きるときに中央、地方の労働委員会にたぐいするような紛争処理機関であるりますとか、そういうような具体的な施策を将来にゆだねるといたしまして、いづれにいたしまして、十九条の文言はいま申し上げましたように、もう少しこれを強化すべきものであることを強く強調いたしまして、質問を先へ進めます。

第二十条、これは「国等からの受注機会の確保」についてであります。国、地方公共団体、三公社五現業、その他政府が出資いたしておりますような公的な機関の需品が発注されます場合に、記念品の贈呈にいたしまして、ほとんど百貨店から一括購入する

というような形になっております。小売店、専門店から購入したら購入でき得るようなものが、そういうような便宜の手段にゆだねられておるわけでありまして、これは、中小企業が置かれております社会的、経済的なさまざまな不利な制約、これを排除いたしますことのために、受注機会の確保をはかることは当然のことであろうと思っております。したがって、社会政策の案の中にも、また民社党の案の中にも、これが受注の一定割合を確保すべし、こういうことをうたっておるものでございまして、ここでは、ただ漫然と「機会の確保」ということになっておるものでございまして、申し上げるまでもなく、この問題については大蔵省が非常に難色を示されまして、昨年提出を見た自民党案の中にも、一定割合が明文化されておりましたにもかかわらず、これが今回政府案の中には削除されておるということは、きわめて遺憾であります。しかし、これは資本主義は自由にして公正な競争であるから、したがって、大企業でも、中小企業でも、競争入札の上に立っていい品物が安く納め得るものがその機会を得る、こういう立場から反対であると言われているのでございまして、

二十条の問題を有権的に、かつ的確に解決することは困難でございまして、それから、それは問題を後日にゆだねることといたしまして、ここでは受注の機会を確保するというようなことから、少なくとも将来の特別立法への展望を心の中に置きながら、受注の機会の増大をはかる。その増大のしかたは、一定割合の確保を考えながら、なおかつ自由にして公正なる競争の原則を維持しながら、なおかつ中小企業に対する官公需の需要の造成がはかり得るよう、に政策の展開をはかるべきであると思っております。この点に対する両大臣の御見解はいかがでありますか。

○福田国務大臣 御説のとおり、中小企業等のいわゆる受注の機会を増大する、しかも自由主義経済の原則をはずれない形において増大するというところにございまして、われわれは異存がございせん。したがって、この条文の中で「受注の機会を確保する」というのは、何かもう一歩足りない面がある、もう一歩踏み込んだ施策にならない面がある、むしろ増大するのだ、ふやすのだという、いわゆる俗語であるか知りませんが、そういうものにわたりやすくするような表現に改め、そうして政策自体を前向きに進め方にした方がよろしい、政策自体を前向きに進める考え方にすべきであるというお考えと承るものであります。この点について、われわれは、自由主義の原則を維持する、あるいはあなたの御提案、御説明がある限りにおいて、全面的に賛意を表したいと存じます。

○田中内務大臣 国の物品、役務等の調達につきましては、大蔵省は、中小企業との結びつきについて反対をいたしておりません。おりませんのみではなく、アメリカのように、官需品に対しては一括購入というような調達方式の制度そのものを考えたらどうかというように考えていろいろ検討いたしておるのでございまして、現在の需品の状況におきましても、中小企業にできるだけ発注するようにという方針を閣議で何回もきめておるのでありますから、安ければ中小企業以外から買いうというような考え方を基本的にいたしておるのではないのでございまして、あなたと同程度には中小企業の育成強化ということに対して熱意を持っておりますことをひとつお考えいただきたい。

それからこれは法律用語でありまして、増大をはかるということもわかりますが、これは法律用語としては、「確保する」という政府原案であつた言われていることが全部満たされていくというふうに、政府は考えているわけでありまして、「確保する」ということに対しては、中小企業にウェイトを置けというこのためにこの条文を必要としたのでありますから……と考えておりますが、院議で増大を図るという新語が法律用語として採用されるならば、あえて文句を言うべき筋合いのものではない、このように考えます。

○春日委員 法律用語という一定の規格なんてありません。ただ慣例があるだけであります。ただ慣例が「確保する」ということでありますけれども、確保されているけれども、なおかつ社会的、経済的に不利な要因がいろいろと積み重なり、からみ合つて、そうしてこのような産業間、所得間、階層間の格差が出てきた。その格差を是正するというのが冒頭宣言でありま

すから、したがって、是正するためには、単なる抽象的な確保ではなくて、あるいはあなた方がいま確保しているかもしれないが、この確保のしかたが足りないもので、これを是正し、将来の発展をはかるためにこの増大をはかる。増大、増強、何でもいからふやしていくという方向を示されるように、これはしかるべき文言を設定されまして、将来の政策の方向を明らかにされたいと思ひます。

次には、二十三条の規模企業についてであります。小規模企業については、この定義にありますように、おやじが働きながら、家族が働きながら、そのなりわいの方法を立てていくのが重点になるのでございまして。この中には、末尾の二行の中に「その従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるよう必要なる考慮を払ふものとする。」とあるのでございまして、「必要なる考慮を払ふものとする」、これが書いてはありますけれども、中身が何を意味するかということが不明確でございまして、したがって、これらの勤労事業者の生活やその所得の増大をはかるというところは、結局税金の問題であり、金融の問題であると思ひるのでございまして。だいたひに申し上げますならば、これは明らかにこの中に、勤労事業者のために、小さななりわい業によってなりわいを立てるそれらの人々のために、金融、税制その他の事項について必要な考慮を払ふものとする、政策内容を明確にうたい出していくべきであると思ひます。この点について両大臣の御見解を伺ひます。

○福田国務大臣 この条文の中で「則

することができるよう」という意味が不明確である、むしろそれは金融と税制によって補正するのだから、それを明らかにしたほうがよろしい、こういうことばであると理解いたします。私は、この点については全面的に同意をいたしたいと思います。

○田中大臣 御承知のとおり、第四号の規定は、小規模事業者の育成、強化ということでございますから、必要な考慮の中に当然金融、税制というものを考慮をいたし、その旨は本会議でも答弁をいたしておるわけでございますが、あえて明確に文章上規定をするということになれば、私のほうでも異議を申し立てることはありません。

○春日委員 それではもう一歩前進した具体的な質問を大蔵大臣に行ないたいと思います。

さて、ここに税法上、金融上の特別の措置を講ずることが第二十三条の条文の中で明文化されたいとして、われわれは、過去の経験にかんがみて、単なる文字のもてあそびになつては相ならぬのでございます。大臣御承知のとおり、協同組合法が昭和三十三年に制定されました当時、組合法二十三条の三でありましたが、そのような小規模事業者に税法上、金融上特別の措置を講じなければならぬと明示され、国家に対する一個の義務が課せられておると思つてございます。そのような第二十三条の宣言規定を基礎といたしまして、それぞれの具体的な施策の展開をわれわれは政府に求めてやまないものでございますが、本日までに見るべき成果が上がつておりません。なるほど基礎整備が引き上げられたとか、それぞれ政府関係金融機関の資金

量が増大されたとか言つてはおりますけれども、そのことは零細業者に対する特別の施策とは断じがたいものでございまして、かつそれが的確なる効果を及ぼしてはいないのでございます。

そこで、私は、大蔵大臣にまず、金融上の問題について伺ひをいたします。現在商工中金でありますとか、中小企業金融公庫でありますとか、国民金融公庫でありますとか、三機関がございまして、なかんずく国民金融公庫は零細事業者専門の金融機関でございますから、これはしばらくおくといたしまして、商工中金と中小企業金融公庫は、中小企業に対する金融機関ではありながら、しかし、彼らも金融を業とする機関といたしまして、やはり貸し倒れをおもひながら、そして事務上の手続というふうなものに對するいろいろなおもんばかりがあるのでございまして、したがって、中小企業の中でも、信用度の高いもの、比較的金額の大いなるもの、これが法律の制約の中であるならば、零細なるものを避けて、中小企業の中でも比較的大きいものに優先的に金融が行なわれてまいつておるといふ、これが実態でございまして、こういうことであつては相なりませんが、やはりいま物にたとえて言うならば、動物の中でライオンであるとか、象であるとか、鯨であるとか、これら大企業とする。これらに對するものは、開発銀行でありますとか、都市銀行でありますとか、長期信用銀行でありますとか、そういうふうなものによつていろいろなえきがあつてがわれる。ところが中小企業という形になりますと、今度は馬でありますとか、ソカでありますとか、牛でありますとか、そういうもの、これは中小企業の中でも比較的大きいもの、それから今度その下には犬がおる、ネコがおる、もつと下にはネズミがおる。このネズミも馬もネコもウサギも一緒のえきばちで食事があつておるおるところに、問題点があると思つてございまして、一つのえきばちの中で、牛も馬もソカもネズミもウサギも一緒のえきばちで、ウサギやネコの食うものが残つていない、そういうところから、今日中小企業金融といふものが政策的に講じられてはおるけれども、そういう中小企業金融が、中小企業金融公庫において、商工中金において行なわれてはいない——行なわれておるけれども、率は非常に少ない。政策的にふえたのが及んではいない。すなわち、金融政策においては、それが盲点になつておるといふのでございまして、資本主義においては、金融といふものは、やはり信用度のあるものについて、貸し倒れの少ないような面に融資するというような金融ベースでございまして、やはり政策ベースでこれを金融するということになりますれば、信用度の低いもの、あるいは貸し倒れの心配が若干あるかもしれないけれどもというふうなものに、金融が行なわれ得ることの体制を確立せねばならぬ。そのためには、中小企業金融公庫、商工中金等について、零細事業者のための融資の特別ワケです、総資金量千数百億のうち、二〇%にするか三〇%にするか、その限界は政府が十分その実績とその資金需要の限界において定めるといたしまして、計

画的な融資といふものがなされ得るの体制を確立すべきであると思ひが、この点に對する大臣の御見解はいかがでありますか。ただ単に零細金融にもやれ、やれと言つておるだけでは、それはやり得ない。この間、本委員会において公聴会が持たれました、商工中金の北野理事長がその公聴意見を述べられておりました。本員は、これについて、現行制度のもとにおいて零細企業に重点的に金融を行ない得るか、やつてくると政府が言うたらそのとおりなし得るかと言つと、単なるそういうような觀念的なかけ声だけでは、なかなか実効をおさめることは困難であるという答弁がございました。これは速記録によつて御検討をお願いしたい。だとすれば、これは何らかの実効を確保できるための必要な施策を講ずるの必要があると思ひ。したがって、ここに税法上、金融上特別な措置を講ずるといふことは、中小企業等協同組合法二十三条においてすでに二十四年に制定されておることである。何も珍しいことではない。今日これを珍しくするために、それにフォローする具体的な政策であるということが、全国の勤労事業者にアピールしなければ、意味をなさぬと思ひ。この点に對する大臣の御見解はいかがでありますか。

○田中大臣 先ほどお述べになりました税制の問題につきましては、貿易、為替の自由化その他対外的な影響もありまゝです、十分検討いたしておるわけでございます。

それから金融の問題であります、中小企業につきましましては、確かに御説のような面がありますので、鋭意これ

が改善に政府も努力をいたしておるわけでありまゝ。

まず、民間金融機関のことから先に申し上げますと、地方銀行も、コールに流すことばかりを目的にしないで、中小企業の育成、強化という問題に對して十分配慮をするようにということ、昨年の七、八月ごろから、中小企業に對して非常にウエイトを置いた貸し出しを行なうという方針をとつております。それから相互銀行及び信用金庫等におきましても、その大半は中小企業に融資をするような制度上の制約をいたしておるわけでございます。

しかし、実質金利の負担もありませんので、歩積み、両建ての排除とか、中小企業の金利負担の軽減に對しても、格別の措置を講じておるわけでございまして、その上になおプラスするものが、政策的な政府関係金融機関であります、先ほども申されたとおり、商工中金は、これは組合金融機関ということでありまして、おのずから制約があることは御承知のとおりであります。それから国民金融公庫は、零細な事業者に對しての貸し付けを行なつておるわけでございますが、これも限度ワケ一ぱいというよりも、非常に低い限度しか貸し出しが行なわれておらないといふことで、これが資金量の確保、また資金コストの低減等にしましても、格段の処置を必要とすることも御説のとおりでございます。問題は中小企業金融公庫であります、これがいままでは設立日なお浅いといふことで、民間金融機関を中継といたしておつたような関係で、大きなものや信用度の高いものに集中したという弊害もあつたと思ひますが、御承知のとおり、直接貸



あるかどうか、御答弁願います。

○田中務大臣 毎度お答えをいたしておりましたが、非常に積極的に税制自体に対しての検討を続けておるわけでありました。ただいま御説もありましたが、多少、日本の税制は理論的であり、非常に正確であり、複雑化してきておる社会制度に対して正鵠を得ておるかという問題に対しては、議論のあるところでありました。しかも税制は非常に難解であるというところで、納めてもらう側がよくわかるような税制にまず変えよう、こういうことを私は申し上げておるわけでありました。同時に実態に合ひ、時代の要請によつて税法の特例等も弾力的に運用せらるべきでありましたから、ただ議論の上における公平論というよりなものだけに終始しないで、特に中小企業というより特殊な日本の状態に対しては、遺憾なきを期してまいりたい、このような方針をとつておるわけでありました。しかも貿易、為替の自由化というよりな状態に対して非常に弱い企業に対して、また世界各國にない特殊な日本の中小零細企業というものに対して、世界各國で行なわれておる税法そのものが非常に正確であるからといって、日本だけに存在する特殊な状態に対して的確であるかどうかということに対しては、議論のあるところでありました。でありますから、昨年から税制調査会にも諮問をし、また税制調査会の審議を待ちながら、大蔵省といひました。税制の改正ということに対しては十分配慮をいたしておるわけでありました。これが過程において、あなたがいま申述べられたような事項に対しては、当然重点事項として審議をいたしておるわけでありましたから、しかるべき結論を得たい、このように考えております。

○春日委員 進行いたします。

それは金融についてでございますが、二十四条でございます。これを通読いたしますと、何か言おうとおるけれども、何を言つておるかかわからないといったようなものでございす。特に終わりのほうの「民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。」なんというふうなことは、これはいま法律用語とか何とかいわずかしこいことを言われましてたけれども、舌がからんで何が何だかわからない。いまやつておることと同じことを意味するんだと思つておる。この間、本委員会において、社会党の質問に対して、こういうふうな法律から出てくるような具体的施策は何か、現在やつておるものと将来の展望は何か違うかと言つたら、大体同じでございすという答弁がありました。速記録によつてごらん願ひたい。こういうことが基本法にあっては相ならぬのであります。基本法は、いままでやつておつた社会的、経済的不利な要因を是正するところにある。間違つておつたから直すんです。悔い改めるんですよ。そういうふうな意味合いにおいて、現在の諸政策を改めるために厳然たるところがあるならばならぬと思つておる。適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。」なんということは、何が何だかわからない。私は、こういう文言の発したところの源泉であるあなたのほうのものと基本法、田中角栄氏もそれから福田一君もみんなこ

こに署名されております自民党提案の「金融に関する施策」を読んでみました。いいですか。そうしますと、その「金融に関する施策」の十二条の中に「中小企業者に対する融資が優先的に確保されるよう民間の金融機関を指導すること。」第五項には「中小企業者に対し行なわれる融資について、貸付条件が大規模の事業者と比して不利とならないよう適切な措置を講ずること。」中小企業優先の原則、不利にならざるよう、すなわち有利の原則、ここに厳然として田中角栄、福田一と署名してある。署名して出しておいで、適正な融資の指導等必要な施策と、ねばねばと書いてある。こんなばかんなことはだめですよ。だから、結局こういう問題については、将来にまたなればならぬ。本日こういう根本的な重大問題をこういう短い時間の中で解消はできませんが、さりとて金融の問題は、これは中小企業政策の根幹をなすもの、商売は元手次第と言われておる。いいですか。特に福田さんは商売の経験はだめのようにありますが、田中さんはなかなかエキスパートだから、とにかく商売は元手次第なんです。今日大企業はあのようにならなすけれども、資金の供給が十分に行なわれておるから、設備の近代化オーケー、設備の拡大オーケー、どんなものでも資金が増強され、供給されてくるから、ああいうような大きな発展があり、大なる所得の増大があるのです。だから、中小企業だって、それらの近代化をしたり、資金の供給、滞り融資等、いろいろなことが十分行

なわれれば、こんな所得格差は一ぺんに解消される。それがなされてないがために、さうな格差が生じておる。格差を是正しようと思つて、基本法によつて国家は踏み切ろうとしたしておる。だとすれば、少なくとも自民党案、田中角栄、福田一、これらの両氏が署名されたところの自民党案、この格調までこれは高めなければ実効はおさまりません。けれども、このような段階においてこの問題を端的に処理することはできませんから、したがつて、私は、少なくとも資金の確保義務をこの条文の中に明記して、将来の懸念があると思つた。したがつて、ここに中小企業の資金を確保する、この文言を挿入すべきであらうと思つた。が、両大臣の所見はいかがでありますか。

○福田国務大臣 なる御質問があつたわけでありましたが、中小企業について資金の確保が非常に大事であるということ、われわれもよく了解いたしておりました。第二十四条におきまして、「資金の融通の適正円滑化を図るため」ということを入れております。また、その他のほうにおきまして、「民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導等必要な施策を講ずるものとする。」こういうことについていたしておりました。御趣旨の意味は、私は十分この中にも盛られておると思つておる。であります。しかし、その表現がどうもはつきりしない、むしろ端的に資金を確保するといふふうな意味で述べたほうがみんなわかりやすいじゃないかといふことでございすれば、私も、大体法律といふものはむずかしい

書くことに反対なんでありまして、これが法制的にも合うといふことであるならば、私も資金の確保といふことを入れることに異議はございません。

○田中務大臣 「融通の適正円滑化」の字句を確保に変えられても差しつかえありません。

○春日委員 もう一つ、十八条について伺ひをいたします。

これはいろいろと親企業と下請関係を調整していくことのためにこれが述べられておりますが、私は、親企業と下請企業との関係は、非常に困難な諸要素がからんでおると思ひます。下請代金支払い遅延の防止に関する法律には、一個の支払い義務を親企業に課しておりましたけれども、私は、こんなことは本来おかしいと思つておる。人から品物を買つて、金を払わぬというふうなことが許されますか。大企業だから許されておる。百二十日も、百五十日も、百八十日も、そんなばかんなことは許されせん。けれども、そういうふうな経済道義に反する支払い方法が現在横行しておる。だから、国が非常に及んで、そういうふうな代金の支払いを遅延しないようにという法律を出しておる。そんなことは当然事項であります。そんなことは立法以前の問題であると思ふ。私は、むしろこの際は、単価の切り下げがはなはだ行なわれておる。だから、ある程度下請単価というものを規制する必要があると思ふ。それはどういふことかといふならば、少なくとも親企業が自分の工場で生産するならばこの程度かかるであらうとおぼしき単価ですね、その単価の何パーセントを下回つてはならない。外注といふことについては、これはやはりいろいろ

な間接コストや、専門上のいろいろな問題、特典がありますから、安いということは想定できる。けれども、その安さは、自分でつくる場合の八掛け、二割を下回ってはならない。要するに八割以下であつてはならない。少なくとも自分でつくるものが百円とするならば、八十円以下に値切つてはいけないうことですね。それから、そんなややこしいことならばもう出入り差しとめと言われれば、これまた自由経済のもとにおいては困る。したがつて、これも発注の分を確保して、過去の実績の何割以上のものを確保していくとか、要するに親企業と下請企業との関係は、代金の支払い、あたりまえのことじゃないか。人から物を買つて金を払わねばいけません。本来ならば、これは公取がもう少し倭版果敢に活動して、めちやくちやなものはみな審問してはやり込んでしまえば一ぺんに問題が解決するけれども、女学生のごとき非常に温情あるわが公取は、そういうところまで踏み切らぬ。だから、天下の大企業は何人もおそれずして、品物を買つてもちつとも金を払わぬ。そこに中小企業の渋滞があるので。金は払わぬ、準備はめちやくちやに値切つて、あれだけの工場発注分はこれを確保しなければならぬといふ、こういう一連の諸要件をからみ合せて、下請関係調整法とか、下請関係基本法とか、そういうような意味合いの、すなわち実効を確保できる内容を持つたところの第十八条に、これは将来に向かつて相当の検討を必要とすると思ふが、これに対する通産大臣の見解はいかがでありますか。

○福田田務大臣 いまお話があつたことは、実はなかなか重要な問題でありまして、実際中小企業がそういう意味で苦しんでいることも例をなしとしません。ただ、私たちといひましたし、その問題はまあん是正をしていかなければならぬのであります。第十八条の条文のうちにおきまして「下請関係を近代化して」といふ表現を使つておられます。この近代化してという意味は、いま言つたような親会社であるものがかつてにことをするといふようなことではなくて、やはり下請の人たちのことも十分考へてものごとの処理をしていく、また買い取る場合においても、あるいは価格の決定においても、十分そういう点を考慮するといふことを含めてここに近代化という意味で表現をいたしたつもりでございます。が、しかし、あなたの仰せになることは、私は確かに一つの大きな問題であると考えております。したがつて、今後われわれとしては、十分これは研究いたしてまいりたい、かように考えております。

○春日委員 それからもう一つ、公取が出ておられますから、これは公取に何つておきたいと思ふのであります。現在歩積み、兩建てが横行いたしております。この問題については、あらゆる中小企業団体の会合の中で非難事項にされております。自分の金を銀行に拘束されて云々ということでございます。いろいろな統計資料によりますと、現在十八兆円の総預金の中で、三兆八千何億が拘束預金、歩積み、兩建てに該当すると思はれる。その利ざやが、八分三厘と五分の間で三分三厘、三分三厘の三兆八千億の兩建て、歩積みに対する銀行の利ざやは、一年間に千五百億、大つかみな話ですけれども、こういうことになつてゐる。とにかく中小企業みたいなやせ細つた諸君から、金融機関というよりなものが一年間にその背血を千五百億ずつしぼりつておるといふこの実態。このほど公取から警告が発せられ、金融機関が自主警告を発せられたというのであります。形式的には申し合はせても、実質的には、こそこそ依然として歩積み、兩建てでこれを供給いたしてありますが、許されるべきことではございせん。これは大蔵大臣、通産大臣、公取委員長、この三者協力のもとに、こういうような、銀行がみずから貸し出す立場にあるという強い立場を利用して、あなたのさきげんを損するならば借りることはできませんという強い立場にあるものに対して、歩積み、兩建てを強要するがごときは、断じて許さるべき事柄ではないと思ふ。したがつて、中小企業基本法の制定を契機といたしまして、このような強要法に違反するとおぼしき歩積み、兩建ては断じて禁止しなければなりませんと思ふが、これに対する大蔵大臣の決意はいかがでございますか。

○田中務大臣 歩積み、兩建ての排除につきましましては、通達を何回も出すとともに、三月、四月、兩度にわたつて銀行検査を行つておるわけでございます。春日さん御承知のとおり、その後は、各金融機関の連合会におきまして、自粛を申し合はせて、これが排除に努力をいたしておるわけでございます。これは具体的な問題としては商慣習として成り立つてきたものであります。また、これは金融機関と預け入れ側とお互いの了解のもとでやつておるものもありますが、いやしくも政府関係機関と協調融資をやりながら、その分を歩積み、供給をしたり、こういうものに対しては、通産大臣から前にお答えがございましたとおり、指定金融機関を取り消すというよりな強硬手段をとつておられます。少なくとも合意に達して商慣習として兩建ての形式をとつておるものであつても、それに見合うものに対しては、最も低い金利で貸し出すことが当然原則であるといふことを強く通達をいたしてあります。歩積み、兩建ての排除に対しては、期間を切つても、できるだけ早い機会にこれをなくしたいというように考へて、行政を進めておる次第であります。

○春日委員 大蔵大臣に対する質問は、お急ぎのようでありますから、これで終わります。

最後に一問、通産大臣に伺います。中小企業対策は、労働力確保の施策について強く求められておるところでございます。ところが、新卒はほとんど大企業に集中いたしまして、中小企業は、新卒はなかなか得がたい状態でございます。したがつて、何らかの施策が講ぜられなければなりません。こゝで考えられますことは、たとえば中年労働者の雇用を促進していく、中年労働者の一般的な雇用を促進していく、ということである。現在御承知のとおり、中年労働者を中心とする潜在失業者の数は、少なからざるものがございます。あるときは四百万といわれ、あるときは六百万といわれるほど、潜在失業者があるといわれておる。ところが、大企業や官庁が新卒中心主義に片寄つておりますから——特に、大企業は、採算上そういうような態勢をとつております。したがつて、中小企業のところには、そういう連中がこない。そして中年労働者が中心となつて、コスト高のいろいろな問題になつておるのです。これが生産性を非常に不利なところにくづけておる原因でございします。だから、私は、大企業が人間を雇うときに、その中の一定割合、たとえば百人雇入れようとする場合は二十人とか、そういう割合で中年労働者を雇用しなければならぬといふことを義務づけるような、中年労働者雇用促進法というよりな特別立法を策定することによつて、大企業にも中年労働者を送り込む。そうしてやがて余つてくるものが、結局需要供給の原則の中から、回り回つて中小企業にも新卒が回つてくるように、国家としてそのような労働力の配分について適切な施策を講ずる必要があると思ふ。身体障害者雇用促進法がすでに制定されておる事態にかんがみて、この種の立法は異様なものではないと思はれるが、将来この問題を考へてみる意思はないか。大臣の御答弁を願います。

○福田田務大臣 お説のごとき、労働力をどういふふうにしてどの方面に使つていくかという問題は、日本の労働界というものが特異の姿をいたしておりまして、年功序列主義であるとか、あるいはその他の特異性がございまして、そのために労働力の融通の円滑化を非常に欠いておるといふことは事実でございます。したがつて、こういうものとも関連をいたしまして、いま御説のあつたような、特にいま日本にお

いて問題になっております中高年層の失業者をしかるべき場所において働かせるという施策をとることは、私は、日本の経済にとっても大きな課題の一つであるということには異議はございません。したがって、こういう面から今後十分研究をさせていただきたいと存じます。

○春日委員 いろいろ質問したいことがなが残っておりますけれども、国会内部における異常な情勢にかんがみまして、あとの質問は先に譲りまして、私の質問は終わります。(拍手)

○南委員 内閣提出五法案は、これにて質疑を打ち切られんことを望みます。

○逄澤委員長 ただいまの南君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、南君の動議のとおり、内閣提出の五法案についての質疑は終局いたしました。

○逄澤委員長 この際、自由民主党の浦野幸男君から提出されております内閣提出の中小企業基本法案、中小企業指導法案、及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の三案に対し、それぞれ修正案が提出されておりますので、提出者に説明を求めます。浦野幸男君。

中小企業基本法案に対する修正案  
案  
中小企業基本法案の一部を次のように修正する。  
前文及び第一条中「不利を補正」を「不利を是正」に改める。

第十四条の見出しを「(商業及びサービス業)」に改め、同条第二項中「中小商業」の下に「又は中小サービス業」を加える。

第十九条中「図るため」の下に「紛争処理のための機構の整備等」を加える。

第二十条中「受注の機会を確保する」を「受注の機会の増大を図る」に改める。

第二十三条中「期することができ」の「期」の下に「金融、税制その他の事項につき」を加える。

第二十四条中「資金の融通の適正円滑化」を「資金の確保」に改める。

中小企業指導法案に対する修正案

案  
中小企業指導法案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和三十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

案  
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

○浦野委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、中小企業基本法案、中小企業指導法案、及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の、それ

ぞれに対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元に配付したとおりであります。まず、中小企業基本法案に対する修正案は、第一に、前文及び第一条「政策の目標」の規定中、中小企業の経済的社会的制約による「不利を補正」するところを「不利を是正」すると改めること。

第二に、第十四条第二項、中小商業に対する施策についての地域的条件の考慮の規定は、「中小サービス業」をも対象とするように改めること。

第三に、第十九条「事業活動の機会の適正な確保」の規定について、必要な施策として、「紛争処理のための機構の整備等」を例示すること。

第四に、第二十条「国等からの受注機会の確保」の規定中、「受注の機会を確保する」とあるのを「受注の機会の増大を図る」に改めること。

第五に、第二十三条「小規模企業」の規定について、小規模企業の従事者に対し「金融、税制その他の事項につき」必要な考慮を払うことを明示すること。

第六に、第二十四条「資金の融通の適正円滑化」の規定中、「資金の融通の適正円滑化」をはかるため、必要な施策を講ずるとあるのを「資金の確保」をはかるために改めること。

以上であります。

この修正案は、民主社会党の意向をもくみ提出することにしたものであります。

次に、中小企業指導法案、及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の修正案は、それぞれ施行期日が「昭和

和三十八年四月一日」とあるのを「公布の日」に改めるものであります。何とぞ御賛同をお願い申し上げます。

○逄澤委員長 以上で三修正案の説明は終わりました。

○逄澤委員長 次いで、五法案並びに三修正案を一括して討論に付するのであります。通告もありませんので、直ちに採決いたします。

最初に、中小企業基本法案を採決いたします。

まず、浦野君から提出されました修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、本案は浦野君提出の修正案のとおり修正議決いたしました。

次に、中小企業指導法案を採決いたします。

○逄澤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

案は浦野君提出の修正案のとおり修正議決いたしました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を採決いたします。

まず、浦野君より提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、本案は浦野君提出の修正案のとおり修正議決されました。

次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、及び下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の両案を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

次回は公報をもって御通知することといたし、本日は散会いたします。  
午前十一時四十七分散会

〔参照〕  
 中小企業基本法案（内閣提出第六五号）に関する報告書  
 中小企業指導法案（内閣提出第七六号）に関する報告書  
 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）に関する報告書  
 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二二三号）に関する報告書  
 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六七号）に関する報告書  
 〔別冊附録に掲載〕

昭和三十八年六月二十四日印刷

昭和三十八年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局